

官務小槻氏の確立

——太政官弁官局（官方）の中世化——

井上幸治

はじめに 研究史の整理

平安時代後期から明治維新まで、官方の上首である左大史（大夫史、官務）は小槻宿禰が世襲し、「官務家」と呼ばれていたことは著名である。その小槻氏研究の基礎は橋本義彦氏によって築かれた。氏は、小槻氏が太政官弁官局内で地位を高めていく様子を、官務家成立史としてまとめられ、その上で官務文庫が「存立の中核」となっていること、豊富な経済基盤を備えていることを指摘し、「平安末葉乃至鎌倉初期」に官務家が成立したと述べられている^①。

続いて佐藤進一氏は、律令官僚制の衰退と関わらせて官務家の成立を論じた。氏はまず、律令法の有名無実化により家業の継承を最優先とする「家業の論理」が生み出され、「家業」に関連する官職に就いた官人は、「家業の論理」に支えられて官職を世襲していったと述べられる。そして十二世紀初中期には「特定の氏族が特定官職に世襲的に就任し、さらには特定の氏族が特定官庁を世襲的に運営する傾向が生まれる」ことを指摘し、これを「官司請負制」と名付けられた^②。さらに、その典型的な例として小槻氏を提示され、小槻一門は算博士であったがゆえに官府家業務の把握や、主税・主計両寮の頭助を兼務できたのであり、それが太政官事務局の主宰者としての地位を確立するために「大きく寄与した」

のだと主張して、大夫史世襲を家業に起因するものとして論じた。このようにして佐藤氏は、家業に依拠して自力で官務家という地位を獲得した小槻氏に代表させて、律令官僚制（古代）が解体し官司請負制（中世）が確立していく様を描いたのである。

古代から中世への転換の中に官務家成立を位置づける点は、曾我良成氏も同様である。曾我氏は、①小槻氏は、孝信の代に官務家として成立した、②弁官局関連文書の集積・編纂によって小槻氏が大夫史就任に有利な条件をえたという二点を指摘された上で、王朝国家論に基づいて、十一世紀半ばの後期王朝国家への移行にともなう政策転換を画期として重視された。氏は、これにより弁官局の重要性が増し、「文書管理に絶対の能力を誇る小槻氏」に業務を請け負わせ世襲させたと結論付けられた^④。曾我氏は官務の職務を検討し、文書管理者としての姿を重視する点では橋本説を継承している。しかし曾我説は、国策の転換によって小槻氏が「官務家として抜擢される」と解されており、佐藤氏のような小槻氏の主体性は見られず、国策によって官務家がつくり出されたように論述されている点特徴的である。

こうして官務家の成立という問題は、橋本義彦氏による研究が基礎となり、佐藤進一・曾我良成両氏によって古代から中世へという大きな変化の中に位置づけるといふ評価が定着した^⑤。一見異なるように見える佐

藤・曾我の両説だが、それは前提としている国家論に差があるためであり、十世紀末と十二世紀とを比較して差違を見出し、それを解釈するという手法は共通する。両氏がこのような手法を用いたのは、官史の補任状況について、その変遷を詳細に知れるまとまった史料・資料がなかったことも一因であろう。そのため両氏は、変化を指摘することはできても、変化の過程は追えなかったのである。

その点を補ったのが、永井晋氏による『官史補任』の編纂である^⑤。氏によって正暦元年（九九〇）から建武三年（一三三六）までの官史補任表が作成されたことにより、官務家が成立していく過程が明確にされた。そこで次には、小槻氏がこのような過程を経ていった背景を考察する必要が生じてくることになる。

ところで、官務をどのような存在と想定するか、橋本氏と佐藤・曾我・永井の諸氏との間には微妙な差が認められる。後三者は、官務を「大夫史の職を世襲する家」と想定し、小槻氏が大夫史を世襲・独占したことをもって「官務家の成立」としているように解せるが、橋本氏は官務とは単に大夫史を世襲するだけではなく、六位官人を統率する「官長者」であり、附属所領を領有することも重視している。橋本氏が官務家の成立を「平安末葉乃至鎌倉初期」とされるのは、この点が理由である。つまり佐藤・曾我・永井の諸氏が説いてきたのは「官務家の成立」ではなく、その要素の一つである「大夫史の世襲」だったのではないだろうか。その結果であろうか、佐藤氏は、職の執行がそのまま収入に直結するとの見とおしを述べられているが、佐藤・曾我・永井の諸氏は、官庁運営にかかわる六位官人の編成や、経済基盤の整備・領有にはほとんど言及されていない。

そこで本稿は、小槻氏が大夫史を独占していった背景に加えて、六位官人の統率や所領の開発・維持についても触れることによって、小槻氏

が弁官局の業務を自己完結的に実行しえるようになる過程を位置づけていきたい。

第一章 大夫史の出現と定着

九〜十二世紀に確認できる大夫史を表1に一覧にした。これによると大夫史は、仁和三年（八八七）を初見とするが、当初はまだ常置されておらず、第二期になってようやく恒常化する。恒常化の要因には、このころに太政官文書管理システムが補強されたことをあげておきたい^⑥。つまり十世紀以降、政務における申文には続文を添付することが多くなる^⑦が、それを作成する官文殿は、大夫史が別当となっている。政務形態の変化により大夫史が重視されていき、その恒常化をもたらしたと推測したい。

特徴としては、大夫史の在職期間が重なることがあげられる。これは、その選抜方法と関係がある。元来官史は、初め右少史に任じられ、順に昇進して左大史に至り、叙爵後は受領などとして転出しており、一度太政官弁官局から転出していった人物は、大夫史になれなかった。大夫史にふさわしい人材があらわれれば、叙爵した後も転出させず、そのまま左大史に留任（叙留）させていたのである。それゆえ、有望な人材が続くと、大夫史が二人となることもあった。

元来、官史は八人いるが、そのうち最上位の左大史は、たとえ六位であっても、「座頭」として区別されていた^⑧。第一期には大夫史が常置されていないため、座頭が六位史である場合も見られたが、第二期以降は常に座頭は大夫史となった。結果、大夫史は、座頭として、六位史と区別されるようになっていく。たとえば正暦四年（九九三）には、大夫史多米国平が「六位史之役」を務めたことが特例的事件として記されており、

表1 9～12世紀の大夫史

	姓名	在職確認期間	典拠史料(初見/終見)
一 期	善世(宿禰)有友	仁和3(887).1.7～寛平1(889)	日本三代実録/二中歴
	壬生(忌寸)望材	寛平7(895).7.17～9(897).4.8	大安寺縁起/東山文庫所蔵文書* ¹
	阿刀(宿禰)春正	延喜1(901).1.7叙留～3(903).1.-転	外記補任
	菅野(朝臣)清方	延喜17(917).11.17叙留～21(921).1.-転	外記補任
	錦部(宿禰)春蔭	延長8(930).8.15～承平2(932).8.5	政事要略56/平安遺文4560
	尾張(宿禰)言鑿	天慶2(939).2.15～6(943).10.11	政事要略55/東南院文書
	海(宿禰)業恒	天曆3(949).12.7～5(951).12.27	醍醐寺要書/政事要略53
	阿蘇(宿禰)広遠	天曆6(952)叙留～7(953).7.11	二中歴/別聚符宣抄
	我孫(宿禰)有柯	(未詳)	二中歴
	物部(宿禰)安国	応和2(962).2.5～安和2(969).⑤.7	西宮記10裏書/東南院文書
坂合部(宿禰)以方	(未詳)	二中歴	
二 期	大春日(朝臣)良辰	天延3(975).2.1～正暦1(990).10.5	類聚符宣抄8/本朝世紀
	伴(宿禰)忠陳	永観2(984).2.23～寛和2(986).2.16	東南院文書/本朝世紀
	多米(宿禰)国平	永延2(988).4.13～長保2(1000).6.5	類聚符宣抄7/政事要略67
	小槻(宿禰)奉親	長徳1(995).8.19～寛弘8(1011).1.26出家	類聚符宣抄9/権記
	(姓未詳)久永	寛弘8(1011).2.4叙留～12.18解	小右記/権記
三 期	但波(宿禰)奉親	寛弘8(1011).12.18任～治安3(1023).1.10	権記/小右記
	小槻(宿禰)貞行	寛仁3(1019).2.12～長元6(1033).2.20	小右記/東南院文書
	惟宗(朝臣)義賢	長元2(1029).②.11～寛徳2(1045).5.18	小右記/平安遺文623
	小槻(宿禰)孝信	永承1(1046).11.22～承保3(1076).9.3	東宮冠礼部類記/平安遺文1132
	惟宗(朝臣)実長	康平1(1058).⑫.-～治暦4(1068).11.17	東南院文書/帥記
	小槻(宿禰)祐俊	承暦1(1077).2.20～康和5(1103).2.30讓	平安遺文1143/本朝世紀
	小槻(宿禰)盛仲	康和5(1103).2.30任～保安2(1121).1.19	本朝世紀/大間成文抄
	惟宗(朝臣)政孝	長治2(1105).4.10	中右記
	小槻(宿禰)政重	保安3(1122).1.-任～天養1(1144).3.17歿	早稲田大学荻野研究室収集文書* ² /台記
	小槻(宿禰)師経	天養1(1144).12.26～保元2(1157).10.5歿	本朝世紀/兵範記
惟宗(朝臣)孝忠	久安3(1147).12.21任～5(1149).5.7	台記/本朝世紀	
四 期	小槻(宿禰)永業	保元2(1157).8.21任～長寛2(1164).12.8歿	兵範記/鎌倉遺文1006
	小槻(宿禰)隆職	永万1(1165).1.23任～文治1(1185).12.29解	鎌倉遺文1006/吉記・玉葉
	小槻(宿禰)広房	文治1(1185).12.29任～建久2(1191).5.2転	吉記/玉葉
	小槻(宿禰)隆職	建久2(1191).5.2任～9(1198).10.29歿	玉葉/自暦記
小槻(宿禰)国宗	建久9(1198).12.9任～貞応2(1223).7.20歿	地下家伝	

註) 大夫史と確認できる初見と終見を示したため、実際の在任期間は表示より長くなる者が多い。

* 1 東山文庫所蔵『周易抄』紙背文書

* 2 三条西家旧蔵文書のうち「兼国例勘文」。

* 3 二期は、阿蘇広遠まで引き上げられるかもしれない。

このころ迄に、大夫史と六位史との差が確定的になっていたことを確認できる。

大夫史が六位史を領導していたことは、いくつか確認できる。たとえば大夫史多米国平は、官厨家に納められた資財に関する命を伝えられているが、官厨家別当は六位史の職務であるから、指令は大夫史を通じて六位史へ伝達されたと考えてよいだろう。また諸行事においても、たとえば結政では、常は大夫史が申文を行っており、六位史は座頭の許しが必要ならば結政で申文を務められなかった。¹⁵ このように、第二期、遅くとも十世紀末迄に、大夫史は六位史への指導的立場を確立させていたのである。

第二章 撰関家との関係を深める

弁官局の実務で指導的役割を果たした大夫史というポストは、政権担当者からも重視されるようになった。たとえば藤原兼家は、自らに仕える多米国平を大夫史に据えており、国平の兄弟と思われる人物も外記・検非違使となっている。¹⁶ 大夫史の常置は兼家の時代から始まっており、兼家は重要部署の実務を関係者で占めようという意図をもっていたのかもしれない。

実務レベルへの影響力を強めようという姿勢は、藤原道長にも顕著に認められる。道長は、寛弘八年（一〇一一）二月四日に自己の家司である但波奉親を大夫史に据えようとするが、藤原実資の反対により失敗する。¹⁷ところがその後、居貞（三条天皇）の受禪によって外孫である敦成が立太子し、道長は外戚の立場をほぼ手中にする。さらには一条院・冷泉院が死去し、王家内に有力な成人男性もいなくなった。結果、朝廟における道長の影響力は非常に強いものとなる。すると十二月十八日、道長は藤

原成らの反対意見を黙殺し、大夫史選抜の前例も無視して、但波奉親を大夫史に就けるのである。¹⁸

この経緯は曾我良成氏も分析され、大夫史が小槻氏に独占されていないという結論が導き出されている。それも勿論のことであるが、むしろ但波奉親が現職の官史でなかったことに注目すべきだろう。奉親は、正暦二（五年）（九九一）（九四）ごろに官史を務めた後、叙爵して豊後守を務めた人物であり、当時は散位であつたらしい。前述のように、それまで大夫史は、六位史から叙留させるのであり、受領経験者を登用したことはなかった。藤原実資・行成の反対意見も、これを第一の理由としている。

しかし道長は、先例を無視して但波奉親を大夫史とし、受領経験者を登用するという方法を新たに身につけた。つまりこれ以後は、大夫史の後任を現職官史に限る必要がなくなり、過去に官史を経験した全ての者が、大夫史候補になれたのである。この変化は、候補者の飛躍的増加を招いただけではない。実はこの変化は、意中の人物を大夫史に就任させやすくするものであつた。あらかじめ、意中の者に六位史を経験させておけば、必要となつた時にいつでも、大夫史に補任できるからである。

第二期までの大夫史は、雑多な氏族から選ばれていたが、第三期には小槻・惟宗両氏がほぼ交替で務めるようになる。それは、このような選抜基準の変化の結果なのである。

第三期にこの二氏だけが選ばれた要因は、いくつかあげられる。まず一つは、政権担当者との関係であるが、歴代の小槻氏当主が撰関家家司であつたことは、既に指摘されている。¹⁹ただし撰関家と大夫史との関係は第二期から既に始まっており、第三期の但波奉親・惟宗義賢も大夫史就任前から撰関家の家司であつた。²⁰加えて、このような関係は大夫史だけでなく、同時期の大夫外記でも見いだせることも指摘するならば、²¹

道長・頼通らが、太政官の実務部局の上首である大夫史・大夫外記の事に、強い関心をもっていたことが容易に推察できよう。

それをうかがえるものとして、小槻貞行（孝信の父）が大夫史となった際の史料を見ておこう。

民部卿言語之次、故宇治殿被仰処、入道殿蒙勘当事二事也。一者惟

亮子補明法博士、又故孝信父補大夫史、所被責仰也。兩人者能人也。

当日所仰、然而宇治殿無御過失云々。

貞行は、寛仁三年（一〇一九）から大夫史として確認できるが、当時は但波奉親もまだ在職していた。この史料によると、摂政頼通は貞行（「故孝信父」）を大夫史に推挙するが、道長はそれに強く反対する。しかし貞行を「能人」と評する頼通は、それを押し切って任官させたため、道長の「勘当」をうけたという。前節における但波奉親も、頼通によるこの小槻貞行の例も、いずれも強い反対を押し切って政権担当者が補任を実現しており、彼らが大きな抵抗をかえりみることなく、大夫史の人選にこだわったことがわかる。

彼らが大夫史の人選を重視した要因は、大夫史・大夫外記が管理する情報に求められよう。大夫史は、太政官弁官局の記録を保存している官文殿の別当をつとめており、大夫外記も、外記日記などの政務に関する豊富な先例を蓄積する外記庁文殿を管理している。それゆえ、手許に充分的な記録・文書が蓄積されていない場合、この両文殿の情報は非常に魅力的だったのではないだろうか。いまだ先例に関する情報を十分に蓄積できていない道長らは、両文殿の情報を素早くかつ確実に把握できるように、その管理責任者である大夫史・大夫外記に、自らに仕える人物を据えようと試みていたものと見なせるのである。

これに関連して想起されるのが、長和四年（一〇一五）八月一日付の宣旨である。左大臣藤原道長は、大夫史に家人を据えることで、太政官文

殿の情報を把握していた。しかし当時は、宣旨などの情報は必ずしも官文殿に入らなかった。そこで道長は、長和四年八月宣旨によって大夫史が宣旨などの情報を把握することを制度化したのである。こうして道長は、弁官局がかかわる全情報を大夫史を通じて把握することができたのである。

こうして大夫史による情報把握力が強化されていった結果、先例勘申を重要な職務の一つとしていた弁官局では、大夫史が職務遂行に不可欠な存在となっていた。つまり、弁官局内における大夫史の重要度は更に高くなっていったのだが、加えて頼通は、大夫史一族と他の六位史の一族との間に、身分格差を設けようとしていた。

康治三年十月十三日。未明召。参入御前（于時宇治殿）。御語云、（中略）早且宇治殿渡御之間、故清□定康、冠者にて取箒て出来てありければ、誰そと問給ければ大殿かうかうと令申御ければ、大外記・大夫史一族不可取箒こそ仰事ในการ。

この回想によると、若いころの師実（大殿）は清原定康に箒を持たせていたが、頼通（宇治殿）がそれを見て「不可取箒」と命じたという。定康はかつて大夫外記をつとめていた清原頼隆の孫である。箒で掃く行為は清目にも通じ、冠者のような身分の低い者の役割であろう。しかし頼通は、十一世紀以降の大外記・大夫史の一族は、たとえ冠者相当の身分の人物でも、そのような低い身分の者として扱われないよう命じたのであり、彼らを優遇しようとしたことがうかがえる。

以上、第三期は大夫史の選抜基準が変化し、任意の人物を登用できるようになった結果、小槻・惟宗二氏が大夫史を世襲するようになったことを確認した。撰関家は、大夫史を通じて、弁官局の情報を把握しようとしたのである。そして、この二氏を選ばれたのは、道長以降の撰関家と関係を持ちつづけたことがあげられ、大夫史について彼ら一族は、他

の六位史よりも優遇されていたことを確認できた。

第三章 小槻氏と惟宗氏

小槻貞行・惟宗義賢は、藤原頼通との関係によって大夫史となった。しかし、惟宗氏が単独で大夫史をつとめたのは、惟宗義賢が在任していた十三年間だけであり、子孫の在職期間を比べると、圧倒的に小槻氏の方が長い。この差は何によるのであろうか。

前述のように小槻氏は、貞行以降も孝信・祐俊と撰関家の家司をつとめている。しかし惟宗氏では、義賢が撰関家の家司を、政孝が撰関家と関係の深い女院の家政機関職員を務めたことを確認できるが、実長は関係を確認されない。撰関家との距離は、小槻氏の方が近かったのではないだろうか。加えて小槻・惟宗両氏には、日記を記している人物がいるなどの共通点も多いが、それぞれの手許に蓄積されていた官文書群には差が見出せる。小槻氏は、官文書を納めた倉を建てているなど環境を整備している様子がかがえるが、一方の惟宗氏は康和四年(一一〇二)、「我朝一本書」と言われた貴重な典籍である『政事要略』を白河院に召し取られている。その内情はよくわからないが、惟宗氏は文書群の維持にあまり熱心でなかったか、院との関係が良くなかったのではないだろうか。しかも撰関家自体も、徐々に「日記の家」としての様相を整えてきており、大夫史を通じて弁官局の情報を把握する必要も薄れはじめていた。すると撰関家側は、十分に官文書を蓄積できなかった惟宗氏を大夫史に就けることに消極的にならざるをえないだろう。それゆえ惟宗氏は、形式的に大夫史となることはあっても、単独・長期の在職は避けられるようになっていくのである。

反対に小槻氏は、第三期後半になると、ますます存在感を高めている。

たとえば、承徳二年(一一〇九八)十一月七日に催された官奏では、熊野詣に行っており不在にしている大夫史小槻祐俊に代わって、左大史伴広親(六位史の筆頭)が座頭をつとめたが、文書の不備などを指摘され、酷評されている。しかし広親に限らずとも、官方作法の習熟度の低さは当時の六位史に共通していた。確かに、六位史も行事史などとして職務を分担していた。だが、その遂行には大夫史の指導を必要としていた上、たとえ「譜代」の官史であっても、在職数年ですぐに叙爵・転出するため、習熟度は低く、経験・知識の蓄積も薄かったのである。十一世紀末には、官方の事務処理を的確に行なうためには、先例を熟知している大夫史小槻氏の存在が不可欠になっていたのである。

そのような中、康和五年(一一〇三)二月に小槻祐俊からその養子盛仲へ大夫史が譲任され、小槻氏が大夫史を世襲しはじめる。曾我良成氏は、この事実から、十一世紀後半に「官務家」の確立を想定されている。そのころに惟宗氏の存在意義が薄れたのは事実であり、小槻氏による大夫史独占の画期としては有効である。しかし、譲任が堀河天皇によって許可されていることを見逃してはならないだろう。当時、撰関家は急死した師通の後を忠実が継いでいたが、いまだ内覧に止められたまま閑白に補されておらず、堀河が白河院の発言力を抑えながら親政を試みていた時期に当たる。しかも寺社強訴が本格化しはじめており、政情は不安定であった。それゆえ堀河らは、このような政情を乗り切るため意図的に、小槻氏の譲任を認めたのではないだろうか。政権の実務面を安定化させるため、弁官局で存在感を高めていた小槻氏を優遇するとともに、小槻氏の背後に在るであろう撰関家忠実への配慮も含んだ判断だったのでないだろうか。また院との関係においても、院権力が蔵人弁を通じて太政官を指揮下におこうとしていたことが指摘されているが、天皇側は大夫史との繋がりを深くすることで、弁官局内の実務レベルへの影響バラ

ンスを保つことが出来たとも理解できないだろうか^④。

第三期の始まりが、摂関家の権力安定化策の結果であったように、小槻氏による大夫史世襲も、権力安定化をめざした結果に生じたものだったのである。

この後、大夫史を世襲しはじめた小槻氏は、十二世紀半ばからは「官長者」と呼ばれるようになる^⑤。そして名誉職的な就任にすぎなかった惟宗氏も、同じころを最後に大夫史とされなくなったため、「五位史ハ政重之後一人也^⑥」といわれるように、小槻師経からは小槻氏が完全に大夫史を世襲独占するのである。小槻氏だけが大夫史となる第四期の始まりである。

しかし、ある官職を世襲しているからといって、その人物がその官庁を主宰しているとも限らない上、その世襲が継続されることも保証されていない。この段階では、小槻氏は大夫史を世襲しており、職務を自力で遂行している。しかし独自の経済基盤をほとんどもたず、その活動は諸国物などの受領経済によって支えられていたと考えられる^⑦。それゆえ小槻氏は、官司の経済的運営という点では十世紀段階と変わらず、職務上においてのみ指導的地位を保持していたにすぎない。官職の世襲と官司の運営とは、同一の事象ではないのである。そこで次章では、小槻氏が世襲を始めた第三期後半以後、小槻氏がいかにして局内の主導的地位から主宰者へと変化していったかを、二つの面から探っていききたい。

第四章 六位官人の編成と所領の獲得

十一世紀半ば以降、六位史が作法の疎さを露呈していくのに対し、六位史よりも下級の官人である史生・官掌には高い評価が与えられている^⑧。つまり官方の職務は、作法に通じた大夫史・史生・官掌が中心となっ

て遂行されていたのである。たとえば官方の重要な部局の一つである官文殿では、大夫史が別当であり、勘申をする職員は史生であって、六位史はまったく関与していない。いずれも長期間連続して在任する大夫史・史生・官掌は、長年の勤務によって経験（作法の先例や知識）を積みつつ、相互の関係も密にしていたものと考えられる。このような大夫史と史生・官掌との関係は、十二世紀半ばになると、職務上の被管関係から家人（主従）関係へと深化していった。たとえば安元二年（一一七六）には、「厨家氷沙汰人」である史生が「大夫史雑色」としてあらわれている^⑨。

また、大夫史による家人関係の構築は、弁官局以外にも展開していく。壬生流小槻氏は、元久二年（一一〇五）ごろから官方に加えて主殿寮をも主宰するのだが^⑩、ここで注意しておきたいのは、年預として主殿寮の実務を担当していたのが伴氏である点である。この伴氏は、十一〜十二世紀前半に六位史を輩出した伴氏の一族であったが、十二世紀半ばには摂関家に仕え、守方は藤原（松殿）基房家の知家事となっていた^⑪。ところが、木曾義仲の敗死などによって松殿家が没落すると、伴氏は松殿家から離れたらしく、元久期以降に歴代の寮頭を壬生流小槻氏が勤めるようになる^⑫。十四世紀初の供任所年預伴重方は小槻氏と「私的な関係」を結んでいた可能性が指摘されている^⑬。史生・官掌と同様、長年にわたる被管関係が彼らを主従関係へと導いたものと考えられるが、松殿家の没落や大夫史に指導されていた六位史の一族というのも関係していたらう^⑭。

このように小槻氏は、既に述べたように彼ら自身が摂関家に奉仕する一方、十二世紀後半には、自ら独自に家人を抱え、重層的な主従関係を形成しはじめたのである。そして、そのために有効に機能したのが、所領であった。

小槻氏による主従関係構築と連動して、太政官厨家領（便補地）が設営

表2 小槻隆職・国宗が関わった所領

名称	経緯
陸奥国安達庄	史生惟宗定兼が仁平年中に便補保とし、定兼滅亡により隆職が地主職を伝領。建保年中に立券。
常陸国吉田社 石崎保	吉美侯氏が長承年中に政重に社務職を寄附し、隆職が承安2に子孫相伝。僧相慶が建久6に隆職へ寄附し、同9に便補保とする。
上総国今富保	国宗が官務の時に便補保とする。
加賀国北嶋保	隆職が建久3に便補保とした。
若狭国国富庄	隆職が自ら開発し、永万1に便補保とし、建久6に立券・子孫相伝。
近江国細江庄	隆職が綸言を奉じて便補保を建立し、建久4に立券、建暦1に子孫相伝。
美作国田原庄	三野頼延から領主職を隆職が伝領し、元暦2に子孫相伝。
備前国日笠保	藤原季景が国宗に寄附し、建久8に便補保とする。
*備中国新見庄 山手保	大中臣孝正が開発し隆職に寄附。隆職が最勝光院領とし、領主職を子孫相伝。国宗が官務の時に便補保とする。
備後国世羅庄	隆職が自ら開発し、安元2に立券・子孫相伝。
安芸国世能庄	隆職が自ら開発し、建久4に便補保とし、建久9に立券・子孫相伝。
讃岐国柞原庄	隆職が自ら開発し、仁安3に子孫相伝。
土佐国吉原庄	源包満より伝領し、隆職が自ら開発し、建久9に子孫相伝。
筑前国延藤名 益永名	隆職が地主職を伝領し、国宗が北野宮寺に寄進。隆職が地主職を伝領し、国宗が建仁寺に寄進。

官務小槻氏の確立

註) 「壬生家文書」306, 312, 314, 316号、「吉田神社文書」、「東寺百合文書」ミ函29-3、

『莊園志料』1634～35頁(新見庄)などによる。

「*」は私領。それ以外は官厨家領である。

されていくことが確認できる。この独自の経済基盤を持つことによつてようやく、官方は受領経済に頼らない経営を行うことができるようになっていくのである。文永六年(一二二九)作成の「官中便補地別相伝輩并由緒有無事」・「小槻有家奏聞状案」^⑧には、成立事情のわかる便補地が十六箇所あげられている(表2)。これによると、便補地の設営は政重の時代に始まり、長寛二年(一二六四)に小槻隆職が大夫史を受けついで段階では、陸奥安達保・常陸吉田社々務の二つだけだったらしい。しかしその後、文治元年(一一八五)の隆職解任までの間に、若狭国富保・美作田原庄・備後世羅庄・讃岐柞原庄の四箇所を加えている。そして建久二年(一一九二)に隆職が大夫史に復帰すると、建久九年までの八年間で、常陸石崎保・加賀北嶋保・備前日笠保・安芸世能保の四箇所を加え、国富保・近江細江保・世能保の三箇所を立券している。近江細江保・土佐吉原庄が便補地となった時期は不確かだが、恐らくはこの間であろう。つまり、建久末年段階で十二ある便補地のうち、十は隆職の手によるものなのであり、その中には隆職が自ら「入開発功力」で設立し、子孫相伝を宣言によつて認められているものも多い。

また長寛二年以前から続く二つについても、隆職父子は無関係でない。陸奥安達庄は史生惟宗定兼によつて仁平元年(一一五二)に便補保とされたが、その後「定兼滅亡」によつて隆職が文書を伝領し、国宗が建保六年に立券している^⑨。この例は同時期における小槻氏と史生との結び付き(前述)を示唆する例としても注目できるが、主に建久年間を中心に、隆職の手によつて官厨家領が整備されたことは明らかである。しかも、子孫相伝を宣言によつて認められていることからは、隆職子孫による官厨家領の伝領を、王権が公認していたことも確認できよう。

注意したいのは、隆職が自力で開発したという庄園が、若狭・讃岐・土佐・備後・安芸などの諸国に分布しており、永万・仁安・安元・建久

と時期も分散していることである。⁵³ 大夫史として政務に携わる隆職が、それらの時期に現地へ下向して開発を指揮できたとは思えない。恐らく現地に下向したのは、隆職でなくその家人だったのでないだろうか。唯一、隆職に下向の可能性があるとすれば、それは文治元年（一一八五）末に大夫史を解任されてから建久二年（一一九二）五月に復帰するまでの間である。この間隆職は、ほとんど京都で姿をあらわさない。⁵⁴ 隆職は、大夫史を離れているこの間に安芸・土佐・若狭といった各地へ赴き、家人とともに開発の指揮をとったのかもしれない。

隆職が開発したそれらの所領の経営には、家人たちが関わっていたであろう。便補地の一つである常陸国吉田社に対しては、小槻氏から下文のほか、下知状・袖判下文が下されているが、それらの奉者は衛門尉などの官職を有した六位クラスの官人（もしくは出家者）である。⁵⁵ 彼らの中には預所を兼務している者もあり、壬生流小槻氏は、官厨家領の相伝を公認されるとともに、その経営に必要な六位官人をも編成していたのである。前述したように、六位官人の編成は隆職の時代から見いだせるが、これは小槻氏がこの時期から急速に庄園領主的立場を強めていったことと連動しているのである。隆職・国宗は、編成した家人で便補地の開発・経営を行い、家人との関係をより強くしていったのである。

ところで、十二世紀半ばまでの朝廷経済は、国宛（国衙財政）によって支えられていたが、十二世紀半ばからはそれに支障が生じるようになったため便補地が設定され、国衙を経由しない用途調達ルートが出現したとされる。⁵⁶ つまり十二世紀半ば迄の大夫史は職務上の責任者ではあったが、経済的にはほぼ受領（国衙財政）に依存していたことになる。しかし十二世紀半ば以降に隆職が便補地を設営していくと、小槻氏は官方の経営を直接に担いはじめるのであり、そのためには家人を編成していく必要があったのである。この段階に至って初めて、便補地領家である小槻

氏は経済的にも官方の指導者となり、名実ともに官方を請け負うことになったといえよう。⁵⁷

以上から、十二世紀半ばに始まる朝廷経済システムの変化に対応した小槻氏は、十二世紀半ばから史生などの六位官人を家人化しつつ所領を開発し、文治・建久期に隆職・国宗が整備・拡大した後、家人化した六位官人を用いてその所領群を経営していったとまとめられよう。⁵⁸ このように官務は、単に大夫史を世襲するだけでなく、官方を経営するために経済基盤を確立し、さらにそれらの維持・経営に従事する六位官人をも編成していたのである。⁵⁹

このような働きを積極的に行なったのが、小槻隆職であることは明らかであろう。⁶⁰ この隆職は、大夫史就任に際して、大きな危機感を抱いていたものと推測する。というのも隆職は、長寛二年（一一六四）十二月に兄である小槻永業の死去によって大夫史とされたが、その際、二条天皇の指示によって、算博士は兄の嫡男である広房に継承されたためである。つまり二条天皇は、算博士を受け継ぐ広房流（後の大宮流）と、大夫史を受け継ぐ隆職流（後の壬生流）とに小槻氏を分裂させたのである。⁶¹ このことは、隆職が大夫史にあった長寛二年十二月から文治二年十二月までの間、広房の子弟が官史にまったく就いていないこと、中世を通じて隆職の後裔は算博士に就任しないことから確認できる。⁶² この分裂により隆職は、算博士という小槻氏の本来の地位を継承できなかったため、大夫史として官方を統制することに専念していったのであろう。隆職の時代に人的・経済的基盤が急速に整備されていく背景は、そこにあったのではないだろうか。

もちろん、橋本義彦氏が指摘したように、小槻氏が大夫史の地位を世襲できた本質的理由は、所蔵した文書・記録群にあった。そしてそれは、十一世紀中、第三期前半には確立されていた。そして第三期後半から第

四期にかけて所領開発・家人編成につとめ、体制を整備したことがさらなる地位安定化を招いたことは間違いないだろう。たとえば隆職は、安元三年（一一七七）の大火によって少々の長案類を除くほとんどの文書を失っているが、その地位はほとんど揺らいでいない。この時点までに、既に隆職の地盤は所蔵文書・記録だけではないのである。また文治二年十二月に源頼朝の奏請によって隆職は大夫史を解任されるが、先例勘申などの命は引き続き隆職にも命ぜられており、官務文庫がなくても隆職への信頼は失われなかった。

むすびにかえて

本稿ではまず一―三章において大夫史が小槻氏によって世襲されていく経緯をたどり、その背景・要因を考察した。その結果、次の三段階を想定した。①十世紀末には、大夫史は六位史を指揮する立場にあり、既に官文殿を把握していた。そして、長和四年八月宣旨によって文書行政の変化に対応し、大夫史の官方における情報的主導権を確立させた。②道長・頼通は官方の情報を把握するために、大夫史に家司・家人を置きその子孫を優遇したため、小槻・惟宗二氏が大夫史を受け継いだ。③摂関家が情報を蓄積していったことにより、惟宗氏に比べて小槻氏が優位となり、康和五年に堀河天皇によって世襲を認められる。権力者による政権安定化策が、小槻氏に大夫史を世襲させることとなったのであり、小槻氏は大夫史の家として確立し、十二世紀半ばには惟宗氏を排して独占する。

しかしこの段階ではまだ大夫史を世襲しているだけであり、職務上のリーダーではあるが、経済的には自立できていない。大夫史が官方を主宰する契機となったのが、二条天皇による算博士と大夫史との分離で

あった。これによって大夫史を受け継いだ小槻隆職は、独自の体制を築く必要に迫られ、六位官人の編成も併行して進められた。そして多くの便補地を整備し、家人を使役してそれらを運営したのである。こうして壬生流小槻氏は、官文殿・官務文庫という情報面、官厨家領をはじめとする経済面、そして六位官人を編成した人事面といった多角的な方向からの主導権を掌握することによって、初めて官方主宰を実現したのである。

佐藤進一・曾我良成両氏は、大夫史世襲をもって官務家の確立としていた。しかし、小槻氏が大夫史を世襲しはじめた十二世紀半ばには、経営の多くを国宛に頼っている。そして十二世紀後半に入ると、隆職が自ら所領開発に乗りだし、多くの便補保・庄を設置・整備した。これによって隆職は、弁官局を経営する主体へと転換したのであり、隆職こそが、弁官局の組織を中世的な機構へと変化させた張本人であったといえよう。この時期に、史生との主従関係を強固なものとし、庄・保を開発・設置することによって、弁官局は官務によって統率された中世的組織へと脱皮していったのである。

しかし注意したいのは、隆職が行ったことと同様のことに、大宮流の広房も直面していたことであろう。おそらく大宮流では、算博士という官職・地位を最大限に利用して、情報・庄園・家人という要素を整備していったのではないだろうか。そのような素地があるからこそ、壬生流小槻氏が築いた官務の地位に大宮流小槻氏が座ることができるのである。

ところで大夫史の世襲については、佐藤進一氏はその源を小槻氏の家業、つまりは小槻氏の内側に求められ、反対に曾我良成氏は朝廷による抜擢という小槻氏の外部に求めている。大夫史の世襲という点のみに焦点を絞れば、最終的には朝廷（天皇）の命によって任官されるのであるか

ら、自力ではできない。だが朝廷に任官・世襲を認めさせた要因となっている官文書の集積は、自力によるところが大きい。同様のことは、経営基盤である官厨家領の整備にも当てはまる。隆職は自ら私領を開発したが、その立荘・子孫相伝には、官符・官旨等が必要であった。いずれも、自力で積み上げた既成事実を核にし、その後何らかの権限を公認・付与されていることがわかる。これに対して六位官人の編成は、公認・付与された官職世襲・経営基盤に連動する形で形成・強化されていたものと関係づけられる。それゆえ小槻氏は、まず官文書を蓄積し、それによって世襲を許され、その結果、長期にわたって弁官局に関わり続け、そこで家人集団を形成し、さらにそれを活用して、官方の経営基盤を開発し、それを公認されていくことによって、「官務」となったのである。小槻氏が官務として職務をつとめ、かつ運営していったのは、業務を遂行するにあたって必要な①官文書を中心とする情報、②経営基盤、③実務をこなす六位官人という三者を保持できていたからであり、特に①②については自力で築きあげていた。

小槻氏は、このようにして官務家と呼ばれるようになったのであるが、朝廷とのこのような関係は、官務小槻氏のみにもみられる特徴ではない。自力によって形作られた実績を朝廷が公認し、権限を与えるという関係は、他にも多くの事例があるように思える。むしろ、中世公家政権は、このような実績と公認によって形作られた請負関係によってかなりの部分が支えられていたと考えている。この内、請負における公認（権限付与）に焦点を絞れば、権門体制論のような考え方に、反対に自力による実績づくりに着目すれば、各組織（幕府など）の自立性を強調する考えとなりやすいのである。しかし前述したように、この両者は対立するものではなく、コインの表裏のように、いずれかだけでは機能しないのである。すでに村井章介氏が、佐藤進一氏の中世国家論と権門体制論とにつ

いて「両説の距離がみかけほど大きなものではない」と述べられているのは、この点を指摘したものと考えたい。

中世公家政権は、私的に形作られた財産や能力に基づいて公的権限を与え、国家の様々な機能を分担・運営させていたのであり、官司請負制（知行官司制）^⑧によって担当された諸官司や鎌倉幕府は、その一事例としてとらえるべきではないだろうか。

注

- ① 橋本義彦「官務家小槻氏の成立とその性格」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出は一九五九年。
- ② 佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年、岩波現代文庫、二〇〇七年）。
- ③ 佐藤氏は、他に大夫外記（中原・清原氏）・檢非違使（中原氏）の例も掲げている。
- ④ 曾我良成「官務家成立の歴史的背景」『史学雑誌』九四の一、一九八三年。
- ⑤ 官務小槻氏に言及するものには、他にも中原俊章「官方と外記方」、『中世王権と支配構造』吉川弘文館、二〇〇五年、初出は一九九五年）、遠藤珠紀「官務『家』・局務『家』の成立」、『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年、初出は二〇〇二年）などがあるが、十二世紀までの記述はいずれも橋本・佐藤・曾我各氏の説を出るものではない。
- ⑥ 永井晋「官吏補任」（続群書類従完成会、一九九八年）。なお本稿中、正暦元年以前の官史については、拙稿「太政官弁官局の実務職員の構成とその変遷」、『立命館文学』五六四、二〇〇〇年）による。
- ⑦ 曾我「官務家成立の歴史的背景」（前掲）三一頁。
- ⑧ 官史は、承和期以降のほぼ毎年、春叙位で叙爵者が出るため（巡爵）、春叙位から春除目までの短期間だけ、最上臈の官史は五位を帯びることが多い。しかし、彼らは転出することが前提となっているため、本論では大夫史と位置づけしていない。本論では、故意に叙留された者を大夫史として

- 扱った。高田淳「巡爵」とその成立」(『國學院大学紀要』二二六、一九八八年)。
- ⑨ 拙稿「平安時代前中期における文簿保管策の展開」外記文殿から官文殿、そして官文庫へ」(『古文書研究』五〇、一九九九年)を参照。
- ⑩ 吉川真司「申文刺文考」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出は一九九四年)、谷口昭「続文攷」(『法制史研究』二二、一九七二年)。
- ⑪ 『西宮記』卷七(減省奏報詞)。
- ⑫ 『本朝世紀』正暦四年(九九四)六月十四日条。
- ⑬ たとえば『権記』長保二年(二〇〇〇)正月十一日条。
- ⑭ 平安時代中後期、『左経記』長元七年八月十日条、永久四年八月廿日付官厨家返抄(『朝野群載』卷二十)など、人名を特定できる官厨家別当はいずれも六位史である。
- ⑮ 『西宮記』卷十(裏書)。
- ⑯ 永延二年(九八八)から長保二年(一〇〇〇)まで大夫史であった多米国平と、正暦元年(九九〇)に檢非違使から外記に転じた多米国定は、兄弟と考える。『御堂閔白記』長和四年(一〇一五)九月廿日条、「外記補任」正暦元年など。佐藤堅一「封建制主従制の源流に関する一試論」(安田元久編『初期封建制の研究』吉川弘文館、一九六四年)も参照。
- ⑰ 『小右記』寛弘八年二月四日条。
- ⑱ 『権記』寛弘八年十二月十八日条。
- ⑲ 玉井力「院政」支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出は一九八七年)。
- ⑳ 惟宗義賢は寛徳二年(一〇四五)五月十八日付「閔白家政所下文案」(内閣文庫所蔵文書、『平安遺文』六二三号・寛仁三年(一〇一九)正月五日付撰関家令榮爵申文(『実淳卿記』延徳四年(一四九二)正月八日条、『官史補任』による)から、左大史就任前から家令であったことがわかる。また義賢が周防国弁洛使をつとめた際の周防守橘俊遠は、頼通の子俊綱の養父である(『小右記』万寿二年(一〇二五)十二月一日条)。義賢が頼通のブレインの一人であったことがわかる。
- ㉑ 拙編著『外記補任』(統群書類従完成会、二〇〇四年)。なお詳細は別稿を予定。

- ㉒ 『後二条師通記』寛治六年(一〇九二)二月十八日条。
- ㉓ 貞行は寛仁元年(一〇一七)八月九日の敦良親王(後朱雀天皇)立太子にともない、東宮大属を兼任している(『東宮坊官補任』)。この時の撰政も頼通であるから、頼通と貞行との関係は、このころには始まっていたのかもしれない。なお、貞行は大夫史任官の時、二十五歳であったとい(『壬生家文書』(以下『壬』)二三号)、非常に若い。
- ㉔ 拙稿「平安時代前中期における文簿保管策の展開」外記文殿から官文殿、そして官文庫へ」(前掲)。
- ㉕ 松蘭斎『日記の家』第八章「撰関家」(前出、初出は一九九三年)。撰関家は、記録の集積が進むのは師実のころとされ、道長段階では多くの記録が所蔵されていなかったらしい。
- ㉖ 藤原(小野宮)実資の家人であった六位外記の菅野敦頼が、叙位儀始の日に持参する小勘文の清書を、道長に見せる前に実資に「密かに」見せているように(『小右記』寛弘八年正月五日条)、大夫史・大夫外記が情報提供をしていった可能性は充分に考えられる。
- ㉗ 『類聚符宣抄』卷第六(文譜)所収。この宣旨については、拙稿「私有官文書群の形成」(『古代文化』五二の五、二〇〇〇年)参照。
- ㉘ 「中外抄」上巻48話。
- ㉙ 清原頼隆は長久二年(一〇四一)まで大夫外記を務めた。以来、清原氏で大夫外記をつとめた者は、当時はまだいなかった。
- ㉚ たとえば、『中右記』永久二年(一一一四)二月十四日条では、小槻祐俊を「譜代大夫史」と呼んでいる。
- ㉛ 拙稿「大夫史惟宗政孝について」(『ぐんしょ』四九、二〇〇〇年)。
- ㉜ 『中右記』嘉保元年(一〇九四)十月二十三日条、『春記』長久元年(一一〇四)五月七日条。
- ㉝ 『中右記』寛治七年(一〇九三)八月二十四日条。
- ㉞ 『中右記』康和四年(一一〇二)九月十一日条。
- ㉟ 松蘭斎『日記の家』第八章「撰関家」(前出)。
- ㊱ 『玉葉』建久二年四月廿三日条には、大夫史を務めた家系に生まれた者が、高齢でしかも「後榮難期」ような場合に、名誉職的に大夫史とすることがあったと記され、その例に惟宗政孝があげられている。

- ③⑦ 『中右記』承徳二年（一〇九八）十一月七日条。「累代史之家」の出身である広親でさえこのように評される点から、その他の六位官史の評価もろくがえよう。この他、「清原重憲記」天養元年（一一四四）四月三日条も参照。
- ③⑧ 『中右記』康和五年二月卅日条。所帯の官職を息子に譲ることは、この時には、小槻祐俊・清原信俊・紀宗政が行なっている。しかし手続き上、信俊・宗政にだけは辞書を提出させ、改めて息子を補任するという通常どおりの方法がとられている。
- ③⑨ 元木泰雄「院政期興福寺考」〔『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出は一九八七年〕。
- ④⑩ 玉井力「『院政』支配と貴族官人層」（前掲）。なお、康和五年の弁官在職者は七人いるが、そのうち三人は後に白河院の公卿別当となっている。
- ④⑪ 玉井力「『院政』支配と貴族官人層」（前掲）は、小槻氏が院権力と距離をおいていたことを指摘している。そのことは、拙稿「平安時代中後期における文殿について」〔『京都市歴史資料館紀要』一三三、二〇一一年〕でも確認できる。
- ④⑫ 「清原重憲記」天養元年（一一四四）十二月廿六日条、「玉葉」安元三年（一一七七）正月三日条など。
- ④⑬ 「中外抄」上巻5話。
- ④⑭ 治承二年七月十八日新制・建久二年三月廿二日新制には、諸司が諸国からの済物を過剰に請求することを禁じる条文が含まれており、それらは「久安保元之制」にも含まれていたが、建久二年のものを最後に、以後の新制には見られない。これは、建久二年までは諸国済物が諸司の活動をささえていたが、第四章で述べるように、建久年間に急速に便補地などを整えた結果、国衙の活動が諸司経済に占める比重が低くなっていった結果ではないだろうか。水戸部正男『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）。
- ④⑮ 一臈官掌光経に対する、「官中要人也。装束使・右宮城・造八省・潔斎・法勝寺等奉行者也」という評価（『中右記』永長元年（一一〇九六）九月廿七日条）や、外記史生重宗に対する「能知諸国事者也」という評価（『中右記』保安元年（一一二〇）正月廿七日条）は、前述した六位史の懈怠とは対照的である。
- ④⑯ 『吉記』安元二年（一一七六）六月七日条。
- ④⑰ 小槻氏で初めて主殿頭となったのは国宗であり、初見は元久二年（一一〇五）二月廿六日付太政官符（『醍醐寺新要録』）。以後、壬生流の歴代が世襲する。
- ④⑱ 伴氏については、千村佳代ほか「主殿寮年預伴氏と小野山供御人」（『年報中世史研究』三、一九七八年・永井晋「鶴岡八幡宮大伴神主系図にみえる院政期の伴氏について」〔『金沢文庫研究』二八五、一九九〇年〕を参照。また守方については、『兵範記』仁安二年（一一六七）十一月廿七日条に「知家事主殿少允守方」とあることによる。
- ④⑲ 千村佳代ほか「主殿寮年預伴氏と小野山供御人」（前掲）参照。
- ④⑳ もちろん、小槻氏が編成できたのは太政官における六位官人の全てではない。彼らの家人となっていたのは、六位官人のごく一部であり、大多数の六位官人は職務上は小槻氏の配下となるものの、私的には別人に仕える場合が多かっただろう。十四世紀になると、小槻氏の家人たちが積極的に六位官人として登用されていく（拙稿「官司請負制の内実」『立命館史学』二一、二〇〇〇年）。
- ⑤① 「官中便補地別相伝輩并由緒注文案」（『壬』三一四号）・「小槻有家奏聞状案」（『壬』三一二号）。なお、前者史料の作成年の比定は、本郷恵子「朝廷財政の中世的展開」（『中世公家政権の研究』東京大学出版会、一九九八年、初出は一九九二年）第二節「便補保」による。
- ⑤② 遠藤巖「官務家領陸奥国安達荘の成立」（小川清治編『中世南奥の地域権力と社会』岩田書院、二〇〇一年）。
- ⑤③ 竹内理三「小貴族の開発領主小槻隆職」（『鎌倉遺文月報』六、一九七四年）。
- ⑤④ 隆職は、文治二年九月までは「玉葉」によくあらわれるが、その後は姿を見ることが激減し、文治三〇五年は年に一回ずつだけ、建久元年には一度もあらわれない。建久二年四月に大夫史に復帰すると再び頻繁にあらわれる。
- ⑤⑤ 吉田社社務職は、小槻政重が吉美侯部氏人から寄進され、隆職が承安二年（一一七二）に子孫相伝の官旨を受けている（『壬』三一四号）。「吉田神社文書」は『茨城県史料』中世Ⅱに収録。

- ⑤⑥ 勝山清次『中世年貢制成立史の研究』（塙書房、一九九五年）、上島享「財政史よりみた中世国家の成立」（『歴史評論』五二五、一九九四年）などを参照。
- ⑤⑦ 具体的な納物の催促手段は、本郷恵子「朝廷財政の中世的展開」（前掲）を参照。
- ⑤⑧ 従来、庄園公領制の展開を述べる際には鳥羽院政期が注目されてきたが、これは寺院や公卿の家を対象にした場合であり、諸官庁では十二世紀末の治承・寿永の内乱後と考えられる。この内乱によって国衙財政が壊滅的打撃を受けたため、文治・建久期に国衙財政に頼らない経済体制の確立（便補地の設定など）が急速に進められたと考えられる。中央諸機構は、旧来の財政基盤への依存度が大きかったため、新体制への移行が最も遅くなったのであろう。
- ⑤⑨ 十三～四世紀における小槻氏による官庁運営の具体像については、拙稿「官司請負制の内実」（前掲）で詳述した。
- ⑥⑩ 曾我良成「官務小槻隆職について」（『名古屋学院大学論集』人文・自然科学篇、二六卷一号、一九八九年）。
- ⑥⑪ 年月日未詳「小槻隆職起請文」（宮内庁書陵部所蔵「谷森文書」（『鎌倉遺文』一〇〇六号））。
- ⑥⑫ 永井晋『官史補任』（前掲）および『地下家伝』五などによる。隆職後裔は、壬生孝亮が慶長六年（一六〇一）に兼任するまで、算博士に就かない。
- ⑥⑬ 『玉葉』安元三年四月廿九日・卅日条。
- ⑥⑭ 隆職の大夫史解任は、『吉記』文治元年（一一八五）十二月廿七日・廿九日条。それにもなう官務文庫の管理権移動については、文永十年（一二七三）七月付「小槻有家起請案」（『壬』三九号）に示される。また広房が大夫史となるとすぐ、広房の子である公尚・康信が六位史に登用されている。
- ⑥⑮ 文治二年（一一八六）五月八日付「小槻隆職請文案」（『壬』二二七六号）。

- ⑥⑯ 嘉祿二年（一二二六）に官文殿が全焼する（『明月記』嘉祿二年八月廿七日条）。これによって官務文庫は、官文書を含む唯一の文書群として重用され、「公務之明鏡」と称されるようになる（『小槻有家起請案』『壬』三九号）。
- ⑥⑰ 中島善久「大官流官務家の経済的基盤について」（『社会文化史学』三八、一九九八年）。
- ⑥⑱ 佐藤氏は、「家業の論理」を根拠として、家業と官職との因果関係を広く認めている。しかし小生は「中世前期における家業と官職の関係について」家業の論理の再検討」（『京都市歴史資料館紀要』二二、二〇〇九年）において「家業の論理」を検討し、家業の継承を最優先とするような考えが認められないこと、小槻氏による大夫史の世襲は小槻氏の家業である算道とは無関係であることなどを論じた。
- ⑥⑲ 村井（書評）佐藤進一著『日本の中世国家』（『史学雑誌』九三の四、一九八四年）。
- ⑦⑰ 五味文彦・遠藤珠紀氏は、中世の官司運営について知行官司制（官司知行制）という概念を提唱している。実務官人については言えば、十三世紀半ば以降に中世的「家」が成立していった結果、それまでは個人に対して分担させていたものが、組織としての「家」に分担させるようになったため、そのような変化（違い）が生じたものと考えておきたい。五味「花押に見る院政期諸階層」（『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年）、遠藤『中世朝廷の官司制度』（前掲）。
- ⑦⑱ （京都市歴史資料館館員
・ 本学非常勤講師）
- 〔付記〕最後になるが、杉橋隆夫先生には、学部学生の頃より公私共にたいへんお世話になった。改めて、深くお礼を申しあげたいと思う。先生には、ますますご健勝にて、ご研究のさらなる発展されますことをお祈りし、擱筆させていただきます。